

政令第十九号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第四十条第二項及び第四百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第二級総合無線通信士の項第二号に次のように加える。

ホ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

第三条第一項の表第三級総合無線通信士の項第二号ハを次のように改める。

ハ 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備

(2) レーダー

第三条第一項の表第二級陸上特殊無線技士の項第一号中ハをニとし、同号ロ中「イ」を「ロ」に改め、同

号口を同号ハとし、同号中イをロとし、その前に次のように加える。

イ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備

第三条第二項中第九号を第十一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「次号及び第六号」を「第七号及び第八号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五 受信障害対策中継放送局 受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。次号において同じ。）をする無線局をいう。

六 特定市区町村放送局 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第八十五条第一号に規定する市区町村放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第十五号に規定する地上基幹放送であるもの）に限り、受信障害対策中継放送であるもの及び同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

無線技術の進歩の状況に鑑み、第二級陸上特殊無線技士等の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲を拡大する必要があるからである。